

小児救急医療体制が 3月からスタートします。



増大する小児救急、少ない小児科医

近年、休日・夜間の小児の救急患者が増加しています。診療時間外に小児科を受診した患者数は、平成11年度の二万三四六二人に対して平成15年度は三万八二九一人と4年間で約63%の伸びとなっています。

また、救急患者全体に占める小児科救急患者の割合も、平成11年度の22・2%から平成15年度は29・3%へと増えており、約3割を占めるまでになっています。

ところが、県内には小児科医が約90人程度しかいません。したがって、現在、県内8つの二次医療圏ごとに行っている救急医療体制では、小児科医を当番医に常に割り当てるのが困難な状況にあります。

小児救急医療の必要性

子どもの病気は、病状が急変しやすかったり症状を正確に伝えられないことや感染に対する抵抗力も弱いことなどの特徴が

あります。このため、いつでも小児科医が対応できる医療体制を整えておく必要があります。県では、平成14年度から医療関係者や市町村と新たな小児救急医療体制の構築に向け検討を行ってきましたが、このたび、関係者のご協力をいただく中で、小児救急医療体制をスタートできることとなりました。

新たな小児救急医療体制の概要

新たな小児救急医療体制は、現在県内8地域で行っている一般の救急医療体制とは別に小児に特化した体制を整備するものです。したがって、小児患者にとつて選択肢が広がるものであり、一般の救急医療体制による受診も従来どおり可能です。

今回整備する小児救急医療体制は、年間を通して通常の診療時間外に、だれもが小児科医による診療が受けられるよう「小児初期救急医療センター」を、県内各地域からの交通アクセスを考慮して、甲府市内に設置します。

「小児初期救急医療センター」には、開業医や病院勤務の小児科医が交替で勤務し、対応します。

小児初期救急医療センター

住所 甲府市幸町一四一六
甲府市医師会救急医療センター内
電話 〇五五(二二六)三三九九
診察時間 休日/9時~19時
夜間/19時~翌7時
※休日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

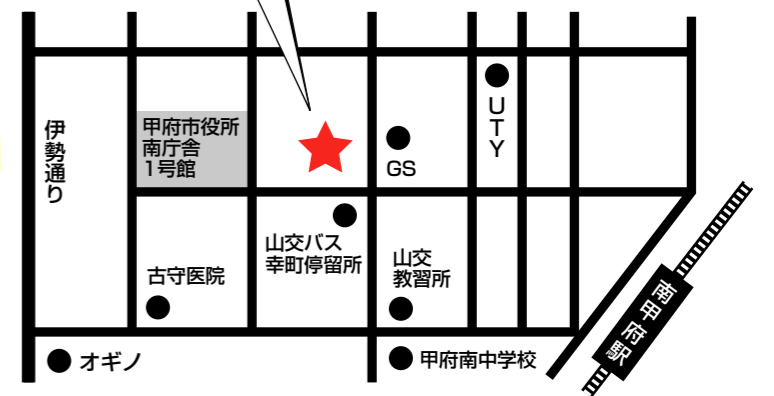
なお、小児初期救急医療センターを受診した結果、入院が必要となるような重症な患者については、甲府市及び甲府市周辺の病院が交替で受け入れます。

利用にあたっての留意事項

予約の必要はありませんが、「小児初期救急医療センター」を受診するときは、あらかじめ電話で受診の状況などを確認してから出かけるようにしましょう。



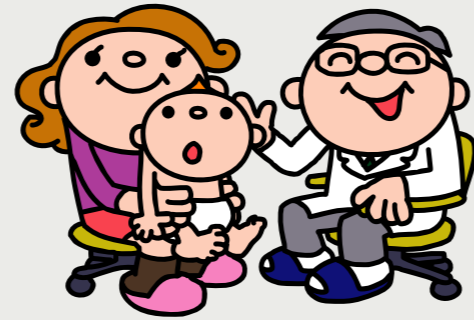
小児初期救急医療センター ☎ 055 (226) 3399



休日・夜間にお子さんが急に発熱したり、体に異変が起きたとき、どう対処したらいいのか、あるいはどこで受診したらいいのか、戸惑いを感じたことはありませんか。少子化、核家族化が進展するなか、また、共働き世帯が増えるなかで、小児を対象とした休日・夜間の救急医療体制の整備の必要性が高まっています。このため、県では、この3月から新たな小児救急医療体制をスタートさせます。



3月から始まる 小児救急医療体制について、 小松先生にうかがいました



interview

小児科医
小松史俊さん



profile

小松史俊(こまつふみとし)
小児科医。山梨県小児救急医療運営協議会医療部会長として小児救急医療体制の創設に携わる。山梨県小児科医会副会長。

—小児医療の現状について教えてください。

小松 周囲の子育て経験者の協力が得られにくい環境が、夜間になつての受診を増やしているような気がします。核家族化や少子化で、家庭に判断できる人がいないのです。夜間などに子どもが具合が悪くなると、とても心細いといったことがあるのではないのでしょうか。現在の一般の救急医療体制で対応できる場合もありますが、県内の小児科医が不足している中で、当番医に小児科医を

割り当てることが困難な状況にあります。

—スタートする小児救急医療体制は、そうしたニーズに 대응するためということですか。

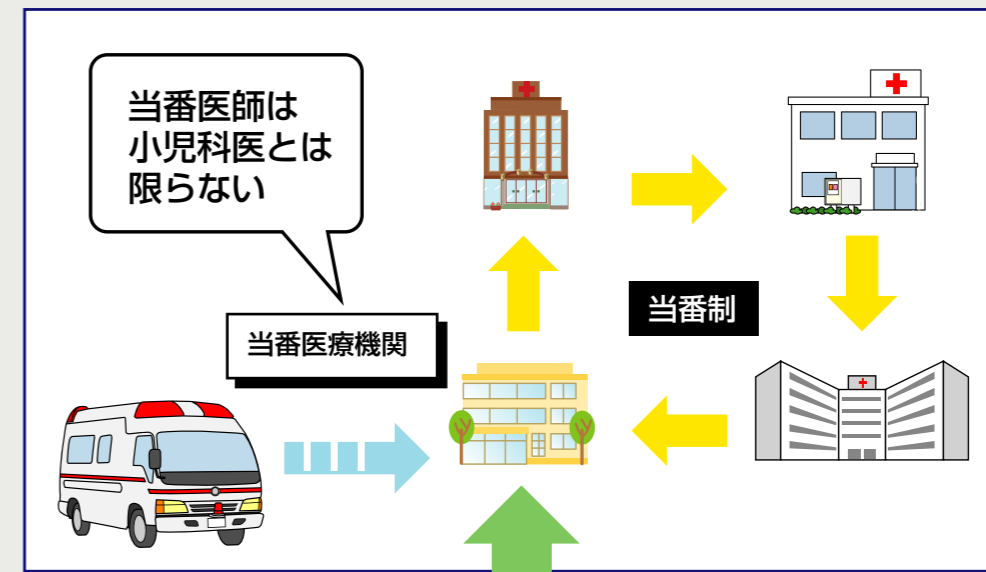
小松 そうです。これにより県内のどこに住んでいても夜間や休日に小児科の診察を受けることができることになり、便益が広がります。ただ、気をつけていただきたいのは、便利だからということでは、昼間に受診できる子どもまでこの医療体制を利用すると、本来の救急の患者の診療に影響を及ぼす心配が

あります。

—小児救急医療はすべて新しい体制に移行するのですか。

小松 いえ、今回整備する体制は、従来の救急医療体制に加えた体制となります。このため、一般の救急医療体制も利用することができ、保護者にとっては選択肢が広がることになり、この小児救急医療体制が整備されることにより、お子さんが休日・夜間に急病になったとき、必ず小児科医に診てもらえる訳ですから、保護者にとって心強い制度だと思います。

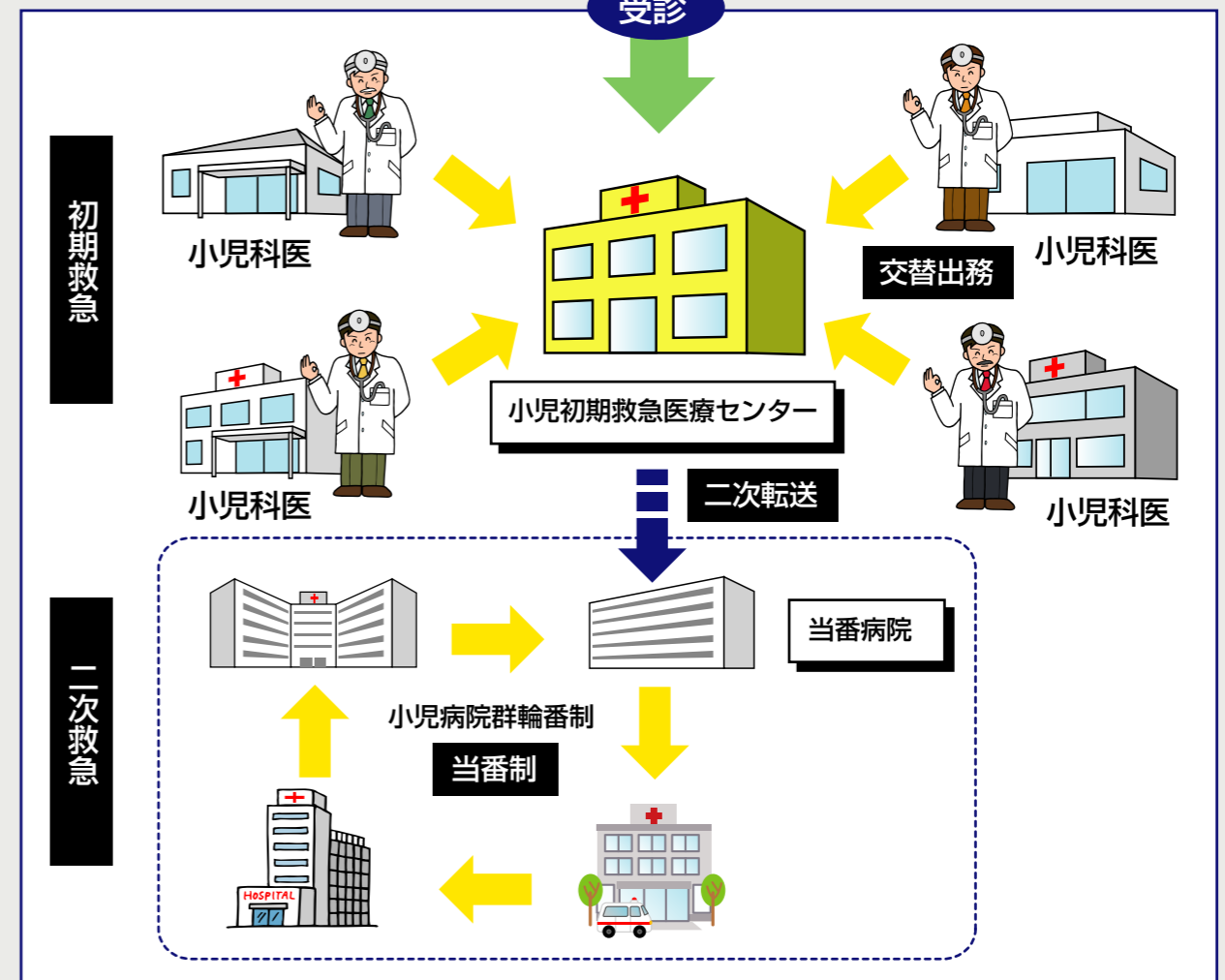
山梨県 小児救急医療体制のイメージ



各地域における一般の救急医療体制など



選択肢の増加



新たに加わる小児救急に特化した体制